公の施設の指定管理者の指定について

健 康 福 祉 部

1 選定委員会の開催

(1) 開催状況

健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会 11月10日(火)

(2) 委員構成(外部委員3名を含む計5名)

委員長 佐藤 寿美 (秋田県健康福祉部次長)

委 員 石沢 真貴 (秋田大学教育文化学部教授)

" 中西 節子 (食の国秋田推進会議委員)

三浦 昌貴 (税理士)

" 保坂 学 (秋田県健康福祉部次長)

(3)審査方法

委員の評点を合計し100点換算したものをもとに、総合的観点から議論を行い、指定管理者の候補者を選定した。

2 審査結果 (詳細は別紙のとおり)

No.	施設名	候 補 者 名	応募者数
1	社会福祉会館	(福) 秋田県社会福祉協議会	1
2	北部老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団	1
3	中央地区老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団	1
4	南部老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団	1
5	点字図書館	(福) 秋田県社会福祉事業団	1
6	陽光園	(福) 秋田県母子寡婦福祉連合会	1
7	総合保健センター	(公財) 秋田県総合保健事業団	1
8	健康増進交流センター	河辺地域振興 (株)	1

指定管理者(候補者)選定委員会の審査結果

No.	施 設 名 候補者名				評点				総合評価
1	社会福祉会館	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:40点)	効果的な管 理(満 点:15点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:30 点)	その他施設 の設置目 的、性定に 応じて定め る基準(満 点:15点)	合計 (満点:100 点)	○ 社会福祉団体等の活動支援や身体障害者の健康増進など施設の基本的な業務について、安定的・継続的に実施できる。 ○ 新たに、社会福祉会館フェスタにおける近隣町内会等との協働、トレーニングルームを活用した介護予防教室やリハビリ教室の開催など、住民を対象とした取組により施設の利用促進を図り、地域との連携を強化していく提案が盛り込まれ
	社会福祉法 人秋田県社 会福祉協議 会	点数	適	31. 4	12. 4	24. 4	12. 8	81.0	ている。 ○ 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会は、同施設を昭和61年度から良好に管理してきた実績を有している。
2	北部老人福祉総合エリア	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:35点)	効果的な管 理(満 点:20点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:35 点)	その他を設めている。 の設性目のではでは、 のではでは、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	合計 (満点:100 点)	○ 高齢者等を対象とする出張スポーツ体験教室の開催や地域特産のそば打ち教室の開催など、施設の利用促進への取組に関する提案が具体的である。 ○ 夜8時までの営業時間の延長(休憩(入浴)、会議室)、地域の伝統行事やイベントにあわせた休館日(月曜日)営業、年末年始の営業日の拡大及び午後3時以降の休憩利用料金の割引など、利用者の利便性の向上のための具体的な提案
2	社会福祉法 人秋田県社 会福祉事業 団	点数	適	28. 8	14. 8	29. 4	8. 4	81.4	は
3	中央地区老 人福祉総合 エリア	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:35点)	効果的な管 理(満 点:20点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:35 点)	その他施設 の設置目 的、性質に 応じて定じ る基準(あ 点:10点)	合計 (満点:100 点)	○ 夏・冬休みの七宝焼きの体験教室の開催やエリア版林間学校の開催など、施設の利用促進への取組が具体的である。 ○ 夜7時までの営業時間の延長(入浴(休憩)、会議室)、6時半までのプールの利用時間の延長、年末年始の営業日の拡大及び午後3時以降の休憩利用料金の割
	社会福祉法 人秋田県社 会福祉事業 団	点数	適	29. 6	15. 6	29. 6	8. 8	83. 6	引など、利用者の利便性向上のための具体的な提案がなされている。 〇 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を平成9年度から良好に運営してきた実績を有している。

No.	施 設 名 候補者名				評点				総合評価
4	南部老人福祉総合エリア	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:35点)	効果的な管 理 (満 点:20点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:35 点)	その他施設 の設置目 的、性定に 応じを進 点:10点)	合計 (満点:100 点)	○ 各種スポーツ大会や定期的な健康運動教室の開催、夏·冬休みの陶芸教室の開催など、施設の利用促進への取組が具体的である。 ○ 夜7時までの営業時間の延長(入浴(休憩))、6時半までのプール利用時間の延長、夏休み期間中の休館日(月曜日)のプール営業、年末年始の営業日の拡
	社会福祉法 人秋田県社 会福祉事業 団	点数	適	27. 4	14. 0	29. 4	8. 4	79. 2	大及び午後3時以降の休憩利用料金の割引など、利用者の利便性の向上のための具体的な提案がされている。 〇 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を昭和63年度から良好に 運営してきた実績を有している。
5	点字図書館	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:30点)	効果的な管 理 (満 点:20点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:40 点)	その他施設 の設性目 的、性で 質質に の る は に る は に る は に る は る は る は る は る は る	合計 (満点:100 点)	○ 県内唯一の視覚障害者情報提供施設として欠くことのできない点訳・音訳奉仕 員の養成・研修について、具体的な提案がなされている。○ 利用者懇談会等による利用者意見の把握や各機関への情報提供を積極的に 行うことなど、より良い施設運営に向けた具体的な提案が示されている。
5	社会福祉法 人秋田県社 会福祉事業 団	点数	適	24. 4	15. 2	33. 4	8. 8	81. 8	○ 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、同施設を昭和60年度から良好に運営してきた実績を有している。
6	陽光園	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:40点)	効果的な管 理 (満 点:15点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:25 点)	その他施設 の設置目 的、性質に 応じて る基準(点:20点)	合計 (満点:100 点)	○ 入所者の抱えるさまざまな課題を踏まえ、入所者の意見、要望をよく聞き、人格や意向を十分に尊重し自立を支援する方針が具体的に示されている。○ 処遇困難な問題には女性相談所、弁護士、専門の医師など関係機関と連携して問題解決につなげるなどの具体的な方針が示されている。
	社会福祉法 人秋田県母 子寡婦福祉 連合会	点数	適	34. 4	12. 2	21. 0	17. 6	85. 2	〇 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会は、昭和48年から陽光園の運営を 受託し、平成18年からは指定管理者として運営しているほか、保育所、母子生活 支援施設や県ひとり親家庭就業・自立支援センターも運営するなど、女性の保護 及び自立支援に長年にわたり取り組み、安定した運営実績を有している。

No.	施 設 名 候補者名				評点				総 合 評 価
7	総合保健センター	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:35点)	効果的な管 理(満 点:20点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:35 点)	その他置目 の設置質に め、性定に の を基準 点:10点)	合計 (満点:100 点)	 ○ 県民の健康増進に関する取組として、食育の観点から関連グッズの利用(ご飯の量の目安がわかる茶碗や、時間をかけて食べてもらうためのタイマーの使用等)やヘルシーメニューの提案を行うなどの具体的な方針が示されている。 ○ 人間ドック等の業務を円滑に実施するため、必要とされる人員の配置、資質向
,	公益財団法 人秋田県総 合保健事業 団	点数	適	28. 4	15. 6	28. 2	8. 4	80. 6	上のための研修への参加、検査機器等の安全管理や検診の精度管理などの具体的な方針が示されている。 〇 公益財団法人秋田県総合保健事業団は同施設を昭和61年度から良好に管理してきた実績を有している。
	健康増進交流センター	選定基準	県民の平等 利用の確保 (確保され なければ失 格)	施設の設置 目的の効果 的達成(満 点:35点)	効果的な管 理(満 点:20点)	適正かつ確 実な管理を 行う能力 (満点:35 点)	その他置目 の設性質に が、性で での で で で で で で で で で で で で で で で で で	合計 (満点:100 点)	 ○ 平成28年度以降は新たな健康教室の開催(子どもの体力づくり教室、チェアエクササイズ教室、認知症予防運動教室など)を予定し、子どもから高齢者まで、様々な対象が健康増進に取り組めるような施設環境づくりを目指している。 ○ 無料バスの運行や各種団体等との施設利用契約の締結などの利用者に対する
	河辺地域振 興株式会社	点数	適	28. 4	15. 6	26. 2	7. 6	77. 8	サービス向上のための取組が具体的に示されている。 〇 河辺地域振興株式会社は、同施設を平成9年度から運営しており、地域団体と 連携した地域活性化のための活動にも積極的に取り組んでいる。

[※] 評点は、「施設の設置目的の効果的達成」、「効率的な管理」、「適正かつ確実な管理を行う能力」、 「その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準」の4項目に関する選定委員(5人)の評点の平均 (満点は 100点)。